

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 2 7 日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事部局（私学担当）
各都道府県知事部局（認定こども園担当） 御中
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体
各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報の活用における
市町村及び学校法人等への周知協力依頼について（依頼）

教育行政の遂行に当たっては、日頃から御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本課では、採用担当関係者が、採用予定者の免許状が失効していないかどうかを確認する際の参考情報の一つとして、教育職員免許法第13条の規定により官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を整理し検索するツール（以下、「検索ツール」という。）を、希望する機関に配付しております。

これまで都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人及び学校法人の希望する機関に検索ツールを配付してきたところです。しかしながら、未だ多くの市町村及び学校法人等においては、御活用いただけていない状況です。また、幼保連携型認定こども園を所管する担当部局に対しても、この度、左記認定こども園への配付体制の準備が整いましたので、御案内しております。

文部科学省では、検索ツールの更なる利便性の向上を目指し、既に検索ツールを配付している機関に対し、令和元年11月に検索ツールの使用等に関するアンケート調査を行いました。その回答において、多くの機関から、採用試験第一次試験（筆記試験）通過後や非常勤講師採用時、その他必要に応じて検索ツールを使用いただいております。その効果として、検索ツールを活用し免許状が失効していないかどうか採用権者が確認を行うことで、「安心して採用することができている」や「官報を確認する手間が省ける」との意見をいただいたところです。このことは検索ツールの活用が、採用権者が安心して採用希望者を採用できる環境構築の一端を担うことができているものとみております。

つきましては、更に検索ツールの活用を広げるため、平成31年3月に協力依頼をいたしました本ツールの広報依頼に引き続き、改めて添付の「官報に告示された教育職員免許状の失効・取上げ情報の活用について（事務連絡）」を

- ①各都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、
- ②各都道府県知事部局（私学担当）は、所管の学校法人（文部科学省所管の学校法人を除く）に対し、
- ③各都道府県知事部局（認定こども園担当）は、所管の幼保連携型認定こども園（公立・私立とも）に対し、

④各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体及び各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会は、域内の学校設置会社に対し、送付いただきますようお願い致します。

なお、検索ツールの利用を希望する機関が提出する書類（①検索ツールの利用を希望する機関の管理責任者情報（様式1）及び②検索ツール利用における同意書（様式2））については、直接、希望する機関から文部科学省に提出することとしておりますことを申し添えます。

また、前述のアンケート調査結果を参考に、次回送付（令和2年1月送付分）以降、検索ツールの送付回数をこれまでの年に2回（1月、7月）から年4回（1月、4月、7月、10月）に変更することとし、それに伴い、ツール開封パスワードについても送付方法を変更することとします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室 吉田・森田

TEL : 03-5253-4111（内線 3572）

e-mail : kensakudata@mext.go.jp（専用アドレス）

市区町村・私立学校（学校法人等）、幼保連携型認定子ども園等の 教員採用担当課への依頼文書送付について

